

一般財団法人m u d e f 定款

第1章 総則

(名称)

第1条 当法人は、一般財団法人m u d e f と称する。

(主たる事務所)

第2条 当法人は主たる事務所を東京都渋谷区に置く。

(目的)

第3条 音楽や芸術活動、スポーツを通じて、貧困と飢餓の撲滅、教育支援、ジェンダー平等、環境保全と衛生の改善など、国際社会が解決を求める世界的規模の課題の解決に取り組み、持続可能な社会の実現を目指す。

(事業)

第4条 貧困と飢餓の撲滅、教育支援、ジェンダー平等、環境保全と衛生の改善など、国際社会が解決を求める世界的規模の課題を解決し、万人が成長の恩恵を受ける社会を構築するための支援事業

2. 上記の事業を実施するのに必要な普及啓発活動

(広告)

第5条 当法人の広告は、電子広告により行う。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子広告による広告をすることができない場合は、官報に掲載する方法により行う。

第2章 財産及び会計

(財産の拠出及びその価額)

第6条 当法人の設立に際して設立者が拠出する財産及びその価額は、次のとおりである。

設立者 谷川寛人

拠出財産及びその額 現金 300万円

(基本財産)

第7条 前条の財産は、第3条の目的事業を行うために不可欠な基本財産とし、やむを得ない理由によりその一部を処分しようとするとき及び基本財産から除外しようとするときは、あらかじめ評議員会において議決に加わることのできる評議員の3分の2以上に当たる多数の承認を受けなければならない。

(事業年度)

第8条 当法人の事業年度は、毎年5月1日から翌年4月30日までの年1期とする。

第3章 評議員及び評議員会

第1節 評議員

(評議員)

第9条 当法人に、評議員3名以上を置く。

(選任及び解任)

第10条 評議員の選任及び解任は、評議員会において行う。

(任期)

第11条 評議員の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。

2. 補欠により選任された評議員の任期は、前任者の残存期間と同一とする。

第2節 評議員会

(権限)

第12条 評議員会は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律(以下「一般法人法」という。)に規定する事項及びこの定款に定める事項に限り決議する。

(開催)

第13条 定時評議員会は、毎事業年度終了後3か月以内に開催し、臨時評議員会は、必要に応じて開催する。

(招集権者)

第14条 評議員会は、理事会の決議に基づき、代表理事が招集する。

2. 代表理事に事故があるときは、あらかじめ理事会の定めた順序により他の理事が招集する。

(招集の通知)

第15条 代表理事は、評議員会の開催日の5日前までに、評議員に対し、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、通知を発しなければならない。

2. 前項にかかわらず、評議員全員の同意があるときは、招集の手続きを経ることなく、評議員会を開催することができる。

(議長)

第16条 評議員会の議長は、評議員会において、出席した評議員の中から選出する。

(決議)

第17条 評議員会の決議は、議決に加わることができる評議員の過半数が出席し、出席した評議員の過半数を持って行う。

2. 一般法人法189条2項の決議は、議決に加わることのできる評議員の3分の2以上に当たる多数を持って行う。

(決議の省略)

第18条 理事が、評議員の決議の目的である事項について提案した場合において、その提案について、議決に加わることのできる評議員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の評議員会の決議があったものと

みなす。

(報告の省略)

第 19 条 理事が評議員の全員に対し、評議員会に報告すべき事項を通知した場合において、その事項を評議員会に報告することを要しないことについて、評議員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その事項の評議員会への報告があったものとみなす。

(議事録)

第 29 条 評議員会の議事については、法令で定めるところにより議事録を作成する。

第 4 章 役員及び理事会

第 1 節 役員

(役員)

第 21 条 当法人に、次の役員を置く。

理事 3名以上15名以内

監事 1名以上

2. 理事のうち1名を代表理事とする。

(選任等)

第 22 条 理事及び監事は、評議員会において選任する。

2. 監事は、当法人又はその子法人の理事若しくは使用人を兼ねることができない。

(理事の職務権限)

第 23 条 理事は、理事会を構成し、この定款に定めるところにより、当法人の業務の執行を決定する。

(監事の職務権限)

第 24 条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

2. 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、当法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(任期)

第 25 条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。

2. 監事の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。

3. 任期の満了前に退任した理事または監事の補欠として選任された理事または監事

の任期は、前任者の残存期間と同一とする。

(解任)

第26条 役員が次の一に該当するときは、評議員会において解任することができる。

ただし、監事を解任する場合は、議決に加わることのできる評議員の3分の2以上に当たる多数の決議に基づいて行わなければならない。

- (1) 職務上の義務に違反し、または職務を懈怠したとき。
- (2) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき。

(報酬等)

第27条 理事及び監事の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当法人から受ける財産上の利益は、原則として無報酬とする。ただし、当法人の業務執行において理事が実務担当者として参加又は事業運営に携わった場合に発生した経費や人件費相当の額が財団から支払われるものとする。

(取引の制限)

第28条 理事が次に掲げる取引をしようとする場合は、その取引について重要な事実を開示し、理事会の承認を得なければならない。

- (1) 自己又は第三者のためにする当法人の事業の部類に属する取引
- (2) 自己又は第三者のためにする当法人との取引
- (3) 当法人がその理事の債務を保証することその他理事以外の者との間における当法人とその理事との利益が相反する取引

2. 前項の取引をした理事は、その取引の重要な事実を遅滞なく、理事会に報告しなければならない。

(責任の免除または限定)

第29条 当法人は、理事及び監事の一般法人法198条において準用する同法111条1項の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には、理事会の決議によって賠償責任額から法令の定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として、免除することができる。

第2節 理事会

(権限)

第30条 理事会は、この定款に別に定めるもののほか、次の職務を行う。

- (1) 当法人の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 代表理事の選定及び解職

(招集)

第31条 理事会は、法令に別段の定めがある場合を除き、代表理事がこれを招集する。

2. 理事会の招集通知は、会日の5日前までに各理事及び監事に発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

3. 理事及び監事の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで理事会を開催することができる。

(議長)

第32条 理事会の議長は、代表理事がこれに当たる。

(決議)

第33条 理事会の決議は、この定款に別段の定めがあるもののほか、議決に加わることができる理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2. 決議について、特別の利害関係を有する理事は、議決権を行使することができない。

(決議の省略)

第34条 理事が、理事会の決議の目的である事項について提案した場合において、その提案について、議決に加わることのできる理事の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。ただし、監事が異議を述べたときは、この限りでない。

(報告の省略)

第35条 理事若しくは監事が理事及び監事の全員に対し、理事会に報告すべき事項を通知した場合においては、その事項を理事会に報告することを要しない。ただし、一般法人法197条において準用する同法91条2項の規定による報告については、この限りではない。

(議事録)

第36条 理事会の議事については、法令で定めるところにより議事録を作成し、出席した理事会及び監事は、これに署名若しくは記名押印又は電子署名しなければならない。

(理事会規則)

第37条 理事会に関する事項は、法令又はこの定款に定めるもののほか、理事会において定める理事会規則による。

第5章 定款変更、合併及び解散

(定款の変更)

第38条 この定款は、評議員会において、議決に加わることのできる評議員の3分の2以上の決議によって変更することができる。

2. 当法人の目的並びに評議員の選任及び解任の方法についても同様とする。

(合併等)

第39条 当法人は、評議員会において、議決に加わることのできる評議員の3分の2以上

に当たる多数の決議により、他の一般社団・財団法人法上の法人との合併又は事業の全部若しくは一部の譲渡をすることができる。

(解散)

第 40 条 当法人は、基本財産の滅失その他の事由による当法人の目的である事業の成功の不能その他法令で定めた事由によって解散する。

(残余財産の処分等)

第 41 条 当法人が清算する場合において有する残余財産は、評議員会の決議により、当法人と類似の事業を目的とする他の公益法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

2. 前項に規定する他の公益社団法人又は公益財団法人は、第 17 条 2 項に規定する評議員会の決議により定めるものとする。

3. 当法人は、剰余金の分配を行わない。